

件名	亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査課
----	----------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

令和6年4月1日実施の子ども未来部の新設に伴い、常任委員会の所管を改めるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

常任委員会の所管を次のとおり改正します。 <第2条関係>

委員会	改正後	改正前
教育民生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化部の所管に関する事。 ・健康福祉部の所管に関する事。 ・子ども未来部の所管に関する事。 ・医療センターの所管に関する事。 ・教育委員会の所管に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化部の所管に関する事。 ・健康福祉部の所管に関する事。 ・医療センターの所管に関する事。 ・教育委員会の所管に関する事。

3 その他

施行日は、令和6年4月1日とします。